

役員及び評議員の報酬等 に関する規程

(令和 5年 4月 1日施行)

社会福祉法人 同和園

社会福祉法人同和園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 同和園（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条に規定する評議員及び役員の報酬等の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として役員等に支払うものをいい、実費弁償費用を含まない。
- (4) 実費弁償費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、資料代、手数料等の必要な費用をいう。

(役員に対する報酬の総額)

第3条 役員に対する報酬の総額は、年間 300,000 円以内とする。

(報酬等の基準)

第4条 役員等に支払う職務執行の対価の基準額は、別表1の各号に掲げる報酬の基準額どおりとし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 前項の職務執行に伴う実費弁償費用は、役員等が支払った実費とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、職員を兼務する理事には支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬及び実費弁償費用の支払いは、職務執行の都度、源泉所得税など法令に定める額を控除した上で、その指定する金融機関の口座への振り込みとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、定款変更認可日 平成31年2月7日に施行する。

この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

(1) 理事

職務執行の内容	報酬の基準額
理事会及び評議員会への出席	5, 340円
その他法人運営に必要な会議への出席	同上

(2) 監事

職務執行の内容	報酬の基準額
理事会及び評議員会への出席	5, 340円
その他法人運営に必要な会議への出席	同上

(3) 評議員

職務執行の内容	報酬の基準額
評議員会への出席	5, 340円
その他法人運営に必要な会議への出席	同上